

## 情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第5回） 議事要旨

### 1. 日時

令和3年10月15日（金）10時00分～11時45分

### 2. 場所

総務省内会議室

### 3. 出席者

#### （1）構成員

山本座長、大谷構成員、神保構成員、庭野構成員、根本構成員、森川構成員

#### （2）オブザーバー

山路内閣官房安全保障局内閣参事官、高橋財務省国際局調査課投資企画審査室長

#### （3）総務省

竹内総務審議官、吉田情報流通行政局長、二宮総合通信基盤局長、藤野大臣官房審議官、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、野崎同局電波部長、三田情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田情報通信作品振興課長、林総合通信基盤局総務課長、木村同局電気通信事業部事業政策課長、荻原同局電波部電波政策課長、小津同局電波部基幹・衛星移動通信課長、鎌田情報流通行政局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、村田同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長、飯村総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官、中田同局電気通信事業部事業政策課調査官、柳迫同局電波部電波政策課企画官 ほか

### 4. 議事等

#### （1）議題(1)「外資規制の遵守状況に関する調査の結果（令和3年10月1日公表）」について

事務局（安東衛星・地域放送課長）から資料5-1「外資規制の遵守状況に関する調査の結果（令和3年10月1日公表）」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明等は、次のとおり。

#### 【事務局（安東衛星・地域放送課長）】

衛星・地域放送課長の安東でございます。それでは、御説明をさせていただきます。

資料5-1の外資規制の遵守状況に関する調査の結果でございます。令和3年10月1日に公表させていただきます。まず、調査の概要でございますが、前大臣の御指示を踏まえまして、令和3年4月6日付で、全ての認定放送持株会社及び基幹放送事業者全580社に対して、外資規制の遵守

状況について確認するよう要請をいたしております。580社の対象に関しましては、その下の表にございます、認定放送持株会社10社と特定地上基幹放送事業者529社、衛星基幹放送事業者41社でございます。確認した内容といたしましては、外国人等の議決権割合と外国人役員に関してでございます。調査の対象期間といたしましては、特定地上基幹放送事業者につきましては、現在有効な免許期間及びその前の免許期間、その他の認定事業者につきましては、例えば衛星基幹放送事業者は、直近の認定更新を受けた期間及びその前の更新までの期間となっております。提出された資料を基に、必要に応じて根拠となる資料の提出を求めるなど精査を行い、去る10月1日までに調査を完了し、その結果を報告したものでございます。調査の結果でございますが、580社のうち、過去に電波法及び放送法に定める外資規制に抵触していた事案が新たに3件認められております。これは過去の方でございます、現在は治癒しているところでございますが、いずれも外国人役員規制に関するものでございます。これに関しまして、再発防止を求める行政指導を実施したところでございます。抵触していた事案の概要につきましては表のとおりでございますが、コミュニティ放送に関しましては石巻コミュニティ放送株式会社の1社、衛星基幹放送に関しましては株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン、BS松竹東急株式会社の2社でございます、過去にそれぞれ電波法及び放送法に基づく外資規制、具体的には外国人が特定役員となることについての制限に抵触していたという状況でございます。なお、留意点が2点ございます。1点目は、※1にございますが、それぞれの社の抵触時期につきましては、公表することにより外国人の役員が容易に特定できることを防ぐため、非公表とさせていただきます。また、2点目は、※2にございますが、石巻コミュニティ放送株式会社の事案に関連いたしましては、当該事業者の対応に加えまして、過去の総務省の行政処分の審査において不十分な点があったことが認められますので、同審査に当時関わった職員に対しまして、総務省訓令に基づく措置をそれぞれ実施したところでございます。

簡潔ではございますが、以上、外資規制の遵守状況に関する調査の結果の御報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### 【山本座長】

今回、抵触していた事案としては、議決権割合ではなく、外国人役員の話であったということですので、この件に関しましては、国籍をきちっとチェックするということによって対応することになるかと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 議題(2)「情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理(案)」について

事務局（鎌田国際放送推進室長）から資料５－２「情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理（案）」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

事務局でございます。資料５－２に基づきまして御説明をさせていただきます。資料５－２としまして、情報通信分野の外資規制の在り方に関する主要論点の整理（案）という形で掲げさせていただいているものでございます。こちらにつきましては、１ページ目でございますが、５つの論点に基づいて、これまで御議論いただいた内容を基に整理したというものでございまして、前回第４回のときに提示させていただいたもの、そのときの御議論等を踏まえまして更新したというものでございます。主に修正したところ、更新した箇所につきましては、黄色いマーカーを付しております。更新した箇所を中心に、御説明をさせていただきたいと思っております。

２ページ目でございます。論点１としまして、情報通信関連法令と外為法の外資規制の適用の在り方でございます。こちらにつきましては、大きく修正をしているところはございません。これまである程度構成員の方々から御意見を頂いて、整理できている内容として書いているものでございます。おさらいとして簡単に御説明させていただきますと、電波法では、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、そして放送法では、これに加えて放送の社会影響力、こういった形で情報通信関連法令では、それぞれの法目的から、議決権や役員等の割合につきましては、外資規制を定めているということで、意思決定における外国性を制限しているというものでございます。一方、外為法では、外国投資家による一定の業種に対する個々の対内直接投資につきましては、事前の届出や審査制度を設けているというものでございます。こういった状況を踏まえまして、４ポツ目でございますが、昨今、国際間の取引が増大しているということを鑑みれば、こういった個々の法目的である電波の有限希少性といったようなことに加えまして、安全保障という観点から見ると、両者が相まって外国性について規制していくという現行の仕組みについては、基本的に妥当ではないかと考えられるのではないかと整理しているものでございます。

３ページ目につきましては、構成員からの主な意見という形で載せさせていただいているものでございますので、割愛させていただきます。

４ページ目でございます。論点２でございます。出資規制及び外国人役員就任規制の在り方でございます。論点１を更に深掘りするような内容として、具体的な内容について検討していくというものでございます。まず①として、総論という形で整理をさせていただいております。こちらにつきましては、まず個別法でございますが、電波法では、先ほど申し上げましたとおり電波の周波数の有限希少性に立脚して、一部の無線局については議決権が３分の１未満、外国人が代表者でな

いこと及び外国人役員割合が3分の1未満とされているというものでございます。この3分の1につきましては、下の※1にありますとおり、参照すべきものとしましては、会社法では出席株主の3分の1以上の議決権の行使により、特別決議の否決が可能となるというようなことも、参考すべきものとして掲げさせていただいているところでございます。そのほか、放送法では、言論・報道機関としての社会的影響力から、議決権割合については、上乘せの措置が講じられ5分の1未満、そして、外国人が特定役員に就任できないとされているところでございます。ここで参照すべきものとして※2でございますが、会社法等における持分法連結対象となる関連会社の判断基準としましては、関連会社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができ、かつ、その親会社等の議決権割合が5分の1以上とされているという状況がでございます。2ポツ目でございますが、衛星基幹放送とは異なりまして、地上基幹放送につきましては、災害情報等の国民生活に不可欠な情報を提供する役割を担っており、その影響力は特に大きいほか、我が国を取り巻く対内投資の環境変化等を踏まえ、外資規制の趣旨を徹底するために、更に間接出資規制が課されているというものでございます。外為法につきましては、国の安全等の観点から、一部の業種への対内直接投資等に対して事前の届出が義務づけられているというものでございます。4ポツ目でございますが、こうした個々の目的を達成するために、具体的な内容が定められているというところでございますが、現行法の個別法における規制の水準の検討に当たっては、電波の有限希少性等に加えまして、経済安全保障の観点を念頭に置いたとしても、その個別法の規制の水準を見直すほどの変化は生じていないと考えられるかどうかという形で、引き続き御検討いただければと考えている次第でございます。「一方で」とありまして、実際に事業者等が外資比率の基準を超えたとき等には、認定を取り消す等の現行制度のほか、是正を促す制度を導入することも考えられるのではないかとということで、この後、論点4で御検討いただく内容にもつながるような形で言及させていただいているところでございます。最後でございますが、個別の事情に照らしますと、地域の実情を踏まえた地域の密着性を重視すべき分野、そういった状況を踏まえまして、外資規制の趣旨を損なわないようにしつつ、個別に見直す必要があるのではないかとという形で、個別について検討していく形にしているというところでございます。

そして、5ページ目でございます。一番下でございますが、先ほど申し上げた水準の見直しの検討のところでございます。森川構成員から追加として事後に頂いたものでございますが、電波法や放送法の個別の目的等からしますと、その水準の変化に関しては、それほどの変化が生じていないということから、現状を維持することで良いということではないかとということで御意見を頂いているものでございます。

6ページ目でございます。個別の検討の1つ目として、コミュニティ放送に関する外資規制でござ

ございます。コミュニティ放送につきましては、地域密着型メディアとして重要な役割を果たしてきているところでございます。団体から要望を頂いたところでございますが、小規模で事業を行っているというところから、申請書の作成等をするにも苦慮されているといったことや、役員の人選にも苦慮しているといった御意見を寄せられているところでございます。3ポツ目でございますが、地上基幹放送全体で見ますと、県域でFM放送を既に行っているというところからしますと、コミュニティ放送の外資規制について、完全に地上基幹放送と一致させる必要はないのではないかとという形で、具体的にどのような見直しを行うことが適切かというふうな形で、今後具体的な内容について御検討いただければというところでございます。

御検討いただく際の参考としまして、7ページ目の資料を追加させていただいております。こちらにつきましては、放送における外資規制の現状の整理をしたものでございます。大きく3つに区分されているものでございます。

考え方としましては、左からでございますが、上の四角囲みにありますとおり、①のところで、電波の有限希少性に基づく自国民優先の考え方に基づきまして、外国人役員については代表者でないことと役員が3分の1未満であること、そして、議決権割合については3分の1未満であること、さらに、出資規制については直接のみという形で、一般の無線局と同じような、電波法のベーシックな規制となっておりますが、こちらにつきましては、放送事業者の中では、衛星の基幹放送局提供事業者、いわゆるハードの事業者が該当しているものでございます。

続きまして、②でございます。①の電波の有限希少性に基づく自国民優先に加えまして、言論・報道機関としての社会的影響力、こういった考え方を加味しまして、外国人役員については、業務執行取締役でないこと、そして、議決権割合については5分の1未満であること、出資規制については①と同じように直接出資規制のみを規制するという形となっております。こちらにつきましては、放送事業者の中では、衛星の認定基幹放送事業者、いわゆるソフト事業者が該当しているものでございます。

そして、最後③でございます。①、②の考え方に加えまして、国民生活に不可欠な情報を提供しているといったこととか、世の中における出資の在り方の変化、こういったものへの対応をきちんとしていくといった考え方を踏まえまして、具体的には、外国人役員については取締役でないこと、そして、議決権割合については5分の1未満であること、さらに、出資規制については、直接に加え、間接出資規制についてもしっかり見るようにという形で定めているものでございます。具体的な該当する放送事業者としましては、地上基幹放送事業者でございまして、これにコミュニティ放送事業者も含まれるということでございます。そして併せまして、認定放送持株会社が加えられるところでございます。

こういった現状を踏まえまして、具体的にどういう形でコミュニティ放送に係る外資規制の具体的な内容を考えていくのか御検討いただければというところでございます。

8ページ目と9ページ目につきましては、これまで先生方から、構成員の方々から頂いた意見でございまして、割愛させていただきます。

10ページ目でございます。個別の無線局の検討の2つ目でございます。放送・通信事業以外の無線局、いわゆる一般的な無線局の外資規制についてということでございます。こちらにつきましては全体的に更新しましたので、改めて御説明します。

1ポツ目でございますが、現状としましては、多くの先進国が無線局に係る外資規制を課していないという状況の中で、我が国の電波法におきましては、船舶や航空機に開設する無線局や人工衛星に関する無線局などに対しまして、電気通信業務用や外国船舶、外国航空機に開設する無線局などは除き、外資規制を課しているところでございます。

2ポツ目でございますが、まず、船舶や航空機に開設する無線局につきましては、移動しながら使用するため、周波数を占有しないことなどを踏まえれば、外資規制を課して外国性を排除する必要性はないとの意見があったところでございます。

そして、3ポツ目でございますが、加えて、これら以外で外資規制が残る航空局等の移動しない無線局につきましても、運用停止により人命や航行の安全を損なうおそれがあるものにつきましては、外資規制に違反したことで、直ちにこの運用を停止するような事態は避けるべきとの意見があったところでございます。

4ポツ目でございます。したがって、船舶や航空機に開設する無線局の外資規制については、廃止を視野に入れて検討すべきではないか。また、外資規制が残る無線局であっても、人命や航行の安全に係るものなどにつきましては、外資規制に違反したことで、直ちにこの運用を停止するのではなく、猶予するなどの措置を検討することが必要ではないかということで、まとめさせていただいているものでございます。

次に、5ポツ目でございますが、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局につきましては、宇宙産業がグローバル市場であることから、外資規制が日本のベンチャー企業等が外国から資金調達をする際の障害となるとの意見があったということでございます。また、地球観測衛星の技術保護・情報保護等の観点から、適切な規制は必要との意見もあったところでございます。したがって、人工衛星に関する無線局の外資規制の見直しについては、経済安全保障等の観点も十分に考慮して検討すべきではないかという形で、これまでの御意見を踏まえつつ、まとめさせていただいているところでございます。

11ページ目は、それに係る御意見を整理させていただいたものでございます。

12ページ目でございます。論点3でございます。外資規制の実効性確保でございます、①としまして、外資規制の適合状況の把握でございます。こちらについても大きな修正点は、今現在、付しておりません。

外資規制の実効性の確保という観点からしまして、まず、外資規制の適合状況の把握、検証を可能とする様式等につきまして、これまで御説明したとおり、政省令改正により整備することとしているところでございます。

3ポツ目でございますが、行政庁が定期的に事業者の外資規制の適合状況をチェックする制度が加えて必要ではないかという形で整理しているところでございます。

14ページ目でございます。出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法の妥当性というところでございますが、いわゆる間接出資規制に関してでございます。こちらにつきましては、関係団体からの御意見としまして、特に計算に係る負担が大きいということが指摘されているところから、その計算方法について、規制が設けられている趣旨も踏まえつつ、より合理的な計算方法に向けた見直しについて検討すべきではないかという形で、御意見をまとめさせていただいているところでございます。

加えまして、他の法令等で整備されている仕組みも参考にしつつ、事業者等の負担に考慮した仕組みなどにも検討する必要があるのではないかということで、引き続き御検討をさせていただければと考えているところでございます。

続きまして、16ページ目でございます。論点4でございますが、外資規制の担保措置の在り方ということで、1つ目として、まず事業者等による補完措置でございます。こちらにつきましては、規制範囲内に維持するための手段として、名義書換拒否制度等が設けられているところでございます。こちらにつきましては、外資規制に適合していることを維持するための補完措置として必要ではないかということで、関係者から御意見を頂いており、このような形でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、17ページ目でございます。行政による是正措置でございますが、外資規制に不適合になった事業者につきましては、現状におきましては、その認定又は免許を取り消さなければならないこととなっているところでございます。

2ポツ目でございますが、事業者の責めに帰さない場合とかにも、ほかの要素を考慮せずに、一律に認定又は免許を取り消すとすれば、かえって視聴者の不利益になるのではないかという御意見も頂いているところでございます。

そして、3ポツ目以降を追記、修正させていただいております。3ポツ目では、放送事業者等が外資規制に不適合になったことにつき、事業者に一定の過失がある場合には、まず放送事業者等に不

適合状態の解消を促すべきケースもあるのではないかと追記させていただいております。

4ポツ目でございますが、具体的には不適合になった状況、すなわち不適合の態様、過失の度合い、解消に係る期間、こういったことを考慮しつつ、2つ目としまして、放送を停止した場合の視聴者の不利益、放送を継続した場合の外国人等の支配による利益の有無、こういったことも勘案して、その度合い等により、まず放送事業者等に不適合状態の解消を促す措置を導入することについて検討することが必要ではないかという形で、具体的な考え方を提案させていただいている次第でございます。

5ポツ目でございますが、外資規制に不適合になった放送事業者等に不適合状態の解消を促すといったことを考える場合に、今申し上げました考え方のほかにどのような事由・要素があり得るかという形で、これ以外にも考えられるものがあれば、頂ければというところでございます。

そして、最後でございますが、こういった上記の判断につきましては、当然としまして透明性が確保されるようにすべきではないかということで、頂いた御意見を踏まえまして、まとめさせていただいているということでございます。

18ページ目と19ページ目につきましては、頂いた意見等を整理させていただいたものでございます。

そして、最後の20ページ目でございます。論点5としまして、審査体制の在り方でございますが、こちらも大きな修正はございません。こちらにつきましては、まず放送分野の審査体制を強化すること、すなわち、各部署における外資規制の審査方法等の共有を図り、そして横断的に外資規制の審査ができるようにするといったことが必要ではないかという形で、行政分野における体制強化を確認させていただいております。

そして、4ポツ目でございますが、関係事業者等においても、外資規制の実効性を一層確保するため、行政庁に外資規制の適合状況の報告を行うために必要な体制強化等に取り組むことが求められるのではないかと追記させていただいております。

長くなりましたが、以上でございます。

#### 【山本座長】

それでは、意見交換を行いたいと思います。まず初めに、主要論点の整理（1）情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方、それから、主要論点の整理（2）の出資規制及び外国人役員就任規制の在り方、ここまで（1）と（2）の部分につきまして、御意見を頂きたいと思います。

今回、コミュニティ放送に関して7ページに整理していただいた部分が、前回と比べて少し具体的に追記をしている部分ですが、この点、あるいはその他の点について、御意見があればお願いし

ます。

【大谷構成員】

日本総研の大谷です。

幾つかあるのですが、まず、コミュニティ放送の部分についてです。7ページのところで整理していただいている資料によりますと、③のところが今現状、適用されているわけですが、このままだとなかなか厳しいというか、地域密着のコミュニティ放送の事業の持続可能性について、かなり厳しい条件にもなっていると思います。特に間接出資規制の部分が外れる形にすべきではないかと思っておりましたので、②の認定基幹放送事業者と同等の位置づけにするという考え方に賛同するものです。

また、外国人役員も必要に応じて地域の特性などに応じて受け入れる、また、地域の意見を、視聴者の声を受け入れるという意味で、役員に加える必要があるということであれば、業務執行取締役等に相当する立場以外の方に関わっていただくということも非常に有意義だと思いますので、②の扱いというのは賛同できるものになっているかと思えます。

あと、御説明いただいた資料の別の部分で申し上げますと、10ページのところで、放送・通信事業以外の無線局の外資規制についてまとめていただいているところですが、基本的な考え方は、これまで各構成員の皆様から御意見があったとおりで差し支えないと思っておりますし、事務局で言葉を書き添えていただいた部分についても納得できる場所があります。特に人命や航行の安全に関わるものについて、外資規制に違反したことで運用停止ではなく、猶予措置も検討するという事は必要だと思います。どういったものが外資規制の対象として残る無線局になるのかといったことが、免許を受ける当事者にとっても分かりやすいようにお伝えしていくことが必要ではないかと思っております。

そして、10ページの最後、人工衛星についての部分です。宇宙産業がグローバル市場なのでということで、あまねく人工衛星であれば全て外資規制の対象外にしていいかということ、なかなか理屈としてそのまま通用しないのではないかなとも思っております。もちろん海外からの資金調達のチャンス逃さないようにするという意味で、一定の緩和をする必要があるかと思えます。その点、地球観測衛星については、非常に説得力のあるプレゼンもございましたので、外資規制の対象外として差し支えないとは思いますが、既に外資規制の対象外となっている電気通信業務用の人工衛星などを除くと何が残っているのかということ私も詳しくは分かりませんが、人工衛星の持っている役割やその運営主体の持っている社会的な位置づけといったものをそれぞれ勘案して、外資規制がそれぞれどのようなものであるべきかということを個別に検討する必要があるのではないかと考

えている次第です。

簡単ですが、私からのコメントは以上でございます。

#### 【森川構成員】

ありがとうございます。まず、論点の（１）の外為法との関係とか出資規制、外国人役員就任規制の在り方に関しては、今回整理いただいたものを上回るような問題とか印象がないようにも思いましたので、論点の１に関しては妥当だというふうに思いました。

論点の２に関しては、先ほどの大谷構成員のコメントと同じになるのですが、コミュニティ放送の７ページ目を拝見して、②の形態というのもあり得るのかなというふうに思いました。今の「取締役でないこと」というものを「業務執行取締役でないこと」に変更することでかなり楽になるのではと思いましたが、②というのもあり得ると思いました。

あと、船舶とか航空機に関する無線局のスライドの内容には、賛成です。資料にも、これから経済安全保障等の観点も十分に考慮して検討すべきではないかと記してありますが、外為法との関係は、ぜひ関係部局としっかりと整理していただいて、まとめていただければと思いました。

以上でございます。

#### 【根本構成員】

１つは８ページに関して、現行の議決権割合の５分の１未満というのは、私はおおむね妥当だと思っています。確かに会社法上の特別決議の３分の１というのもあり、かつ、こうした事業者の社会的な影響とか、①、②、③にあるようなことを考えると、それより少し厳しめに置かれるというのはあるのかなと思います。また、ビジネスの慣行上も、やっぱり支配株主というと、過半数もしくは３分の１みたいなことを指しているの、それをやや厳しく取ったというのはいいのかなと思いましたが、

ただ一方、コミュニティ放送に関しては、私も規制を緩和したほうがいいと思うのですが、同じ５分の１というやや厳しめの数字を当てはめるべきなのかというと、３分の１でもいいのではないかなと思います。

あと、外国人役員に関しても、①でもいいのではないかなと思います。比較的小規模の事業者が多いと、業務執行取締役と社外取締役みたいところをどの程度設けていらっしゃるのかがよく分からないのですが、要はマネジメントの過半数を支配するというようなことがないということではないのではないかなと思います。あと、外為法の規制もありますので、チェックはそこでもかかるのかなと思います。

一方で、コミュニティ放送に関して完全に規制をしないという選択もあるのかもしれませんが、国民生活への影響とかそういったことを考えると、何らかの規制はあったほうがいいのかと思います。

以上です。

#### 【庭野構成員】

庭野です。これから申し上げる点以外は、全て取りまとめていただいたものに賛同です。1点申し上げるのは、今、根本構成員から出ましたが、7ページのコミュニティ放送の整理のところについてです。②にした場合、業務執行取締役でないこと自体はそれでよろしいと思っておりますが、※2のところを見ると、社外取締役の割合との関係が書いてあります。小規模な業者ですと、もともと役員の数が少ないということもあり得るので、社外取締役ではあっても、※1と※2の関係で引っかかってしまい、やっぱり役員になれないということだとあまり意味がなくなってしまうので、そうならないようにしたほうが良いのではないかとこの点です。

他方で、業務執行取締役ではないものの、やはり取締役会で過半数を占めてしまうということになると、業務執行役員の意見を抑えて、外国人役員の方の意見が通ってしまうということもあるので、そこは非業務執行役員だったとしても、外国人役員が過半数にいかない、あるいは3分の1未満といったような基準が必要なのではないかと考えます。

以上です。

#### 【山本座長】

ありがとうございました。更にいかがでしょうか。

10ページの、放送・通信事業以外の無線局の外資規制に関しましては、今、御意見を頂きまして、ここに書いてあることで基本的に良いのではないかと思います。ただ、最後の経済安全保障の観点を十分に考慮するという部分には留意をすべきではないかという御意見がございました。

あと7ページないし6ページのコミュニティ放送の問題につきましては、②が良いのではないかという御意見と、それからもう少し緩和をして①も考えられるのではないかという御意見がございました。このあたり、更に何かございますか。他の点でも結構です。

#### 【神保構成員】

ありがとうございます。

7ページ、コミュニティ放送の役員規制の在り方のところですが、②ということで案を頂いたり、他の先生方がそれで良いのではないかという意見も頂いてはいるのですが、庭野構成員も御指摘されていたとおり、コミュニティ放送事業者で取締役会を持っていて、更に業務執行取締役と社外取締役であったり、非業務執行取締役というところまで、会社組織がそろっているところというのが

あまり多くないかもしれないと私も思いました。かつ、外国人の方が多くいらして、そういった方向けのサービスをしようという場合において、役員として外国の方に入ってもらおうときというのは、業務に関わってもらうために入ってもらうのではないかと思います。特定役員の定義があまり一般的でなく、今回、構成員になっている我々自身も、どこまでが特定役員に該当するのかというところを、最初は全然分からなかったと思います。結局、業務執行役員でないことという規制を設けても、外国人が役員になってもいいらしいよということが分かると、外国人の方が役員になって、その会社なり団体の業務に関わることになるのではないかなという気はします。なので、何となく実態に合うのは①の代表者にはならないということや役員の3分の1未満という規制で、このくらいでも良いのではないかと思います。あとは、必ず3分類にしないではいけないこともないので、放送局やコンテンツを扱う以上は、議決権割合が5分の1というところは維持しつつも、取締役の外国人役員要件は①でもどうかという少し思いました。

以上です。

【山本座長】

ありがとうございます。今、更に①と②の中間と申しますか、外国人役員については①、しかし議決権割合に関しては②のレベルというお話もございましたが、さらに、この点について、追加でも結構ですし、御意見がございましたら頂きたいと思います。

【庭野構成員】

コミュニティ放送に関してですが、先ほど私、業務執行取締役でないことに賛成ですというように申し上げたのですが、いろいろと御意見を伺っている中で、過半数でなくかつ代表者でもなければ、業務執行取締役であったとしてもいいのかなという考えもちょっと出てきましたので、業務執行取締役でないことということにももの凄くこだわりがあるということではないなと思っています。

【大谷構成員】

皆様の御意見を聞いて、なるほどと思わされている部分もありました。コミュニティ放送の役員についての考え方については、今、御意見いただいた複数の構成員の御意見もなるほど思っております。

ただ、これまで多大な時間をかけて遵守状況を御調査いただいたうちで、過去に遡っていただいても、1件程度の違反しか見つかっていないということでしたので、意外に規制というのは浸透しているのではないかなというふうに考えておりますので、まずは一段ぐらい緩和してみて、それで不都合が生じるようであれば改めて規制を緩和するという、段階的な緩和の方向でもよろしいのかもしれないなとも思っているところです。

コミュニティ放送の方の御意見を改めて確認できればありがたいところではありますが、個別に

事情も違うと思いますので、現状の実態からあまり乖離していないのであれば、段階的なものでもいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

【山本座長】

ありがとうございます。

今の点につきましては、②が現在の衛星基幹放送のソフト部分と並べるといえる案ですので、現在の法体系からいいますと、1つ落ち着いたのいいところという感じは致します。ただ、本来であれば、①あるいは①と②の中間と申しますか、外国人役員に関しては①のレベルにすることも考えられるのではないかと御意見があり、確かにそれは1つの考え方ではないかと思っております。

ただ、今、大谷構成員が言われましたように、現在の規制のレベルがかなり定着しているとすれば、まずは②で、あるいは更に様子を見て①というような段階的なやり方も考えられるのではないかと思います。

【山本座長】

それでは、後半の主要論点の整理（3）の外資規制の実効性確保方策、（4）の外資規制の担保措置の在り方、（5）の審査体制の在り方に移りまして、それぞれ意見交換を行いたいと思っております。御意見はございますか。

【森川構成員】

森川です。ありがとうございます。

全般的には賛成です。担保措置のところ、以前の根本構成員からのコメントにもあったのですが、猶予はあっても良いのだけれども、事業者がしっかりと対応するというインセンティブが下がらないような設計にしたいと思っております。違反事例が発生した場合、多分公表することにはなると思っておりますので、公表することが、事業者はしっかりと対応するというインセンティブになるかどうかを探っていただいて、公表することが事業者にしっかりと対応していただけるというようなことであれば、猶予ももちろんあってもいいのかなと思っておりました。

以上です。

【根本構成員】

私もそれほど大きな異論はございません。猶予期間についても、今のお話にもあったように、正しいインセンティブというか、十分に業者の方に意識を持っていただければと思っております。あと、これは極端かもしれませんが、不可抗力でそうなってしまったのはいいのですが、あまり最初から真

面目に取り組まず、事業者には明らかが故意があった場合には、やっぱり厳しく処分すべきかなと思います。

条件というか透明性という話がありましたが、どうして猶予に至ったのかとか、猶予することにする条件みたいなことについては、やはり透明性を高めていただきたいと思います。でも社会的な意義というか、そこが1つ条件になっていて、地上基幹放送は国民に不可欠な災害情報等を提供しているというくだりがありました。災害情報は国民に不可欠な情報かもしれませんが、その事業者がしなくてはいけないのかというところは問題だと思います。要は、他に代替手段があれば国民に不可欠な情報は配信されているわけですから、そういった点もぜひ考慮には入れていただきたいと思います。

昨今、SNSとか、ネットも含めていろいろな情報配信というのはすごく変わっています。例えば、金融機関の障害情報というのも、今ほとんどがSNSを通じていて、そこから消費者や顧客から上がってきた情報を処理してまた送るみたいなのが主流となっていて、それは一例ですが、そういうものに一旦人が慣れていくと、やはり何かあるとそちらを使うということになってしまいますから、社会の変化というのも盛り込んでいただきたいと思います。

以上です。

#### 【大谷構成員】

どうもありがとうございます。

若干質問も入っているのですが、たしか第3回の会合のときに、ほふりさんから、外国人の直接保有比率の公表や、様々な貴重な情報を公表、あるいは提供していただいているという実情が御説明いただけたと思います。これを直接の放送事業者だけではなく、行政もそれをうまく利用して、例えば、12ページのところに述べていただいている定期的に適合状況をチェックする体制や、それから20ページのところに述べていただいている審査体制の強化といったところに役立てることができるのかできないでしょうか。つまり、事業者から提出される資料に基づいて審査するというのが基本だと思いますが、それだけに頼らない審査体制、しかも効率的な審査体制、特に電子的な申請を受けて、電子的なエビデンスと突合するようなノウハウといったものがあるのかどうかといったことについて教えていただければと思います。ぜひそういった活用ができる外部のデータなどを積極的に御利用いただき、審査の効率と実効性を上げていただくということも必要になってくると思いますので、もし現在可能でないこともあるようでしたら、何が今できていないのかなどについても教えていただければと思っております。

そうすることによって、違反事例というのもおのずと減っていくと思いますし、事業者と、それから行政の対話というか、それも円滑に進むのではないかと思っております。

ひとまず以上でございます。

**【事務局（岡井放送政策課企画官）】**

事務局でございます。御質問ありがとうございます。

現在ですが、外資規制の審査に当たりましては、御指摘の外部の情報も活用しています。例えば、有価証券報告書等が公表されているような状況がございましたら、そちらも勘案しつつ、それから、事業者から頂いた資料と比較しつつ、審査を行っております。

現在、何が出てきて何が出てきていないかにつきましては、現行の放送法施行規則等で定めている様式に記載されている情報は頂いていますが、その点につきましても、より詳しい情報が提出されるようにということで、御案内のとおり、現在、パブリックコメントを実施しておりまして、政令・省令の改正を行っていきます。

特に政令の部分につきましては、新たに外資規制に関する情報、特に議決権に関する情報と役員に関する情報も、こちらから資料の提出を求めることができるようにするための改正ですし、これまでに比べてより様々な資料の御提出を求めることができるようになるという理解でございます。

また、省令につきましても、計算の過程が追えるように、これまで事業者から提出されていた資料に入っていなかった項目も含めまして、新規参入事業者に係る様式の整備を進めております。

おっしゃるとおり、これまで事業者から提出される資料には入っていなかった項目もございますが、今般、まずできるところから改正に着手をして、更にこちらで御議論いただいた結果を基に、より確実な審査ができるように、それから外部の資料におきましても、これまで同様に活用して審査を進めていければと思っております。ありがとうございます。

**【大谷構成員】**

ありがとうございます。実際にやってみて、更に効率的な情報収集ができないかといったことについても、審査事務の中で、更に高度化を検討いただければと思います。ぜひ、大変な細かい仕事ですが、たくさんの時間をかけて緻密にやらなければいけないということで、多分無理を今、求められているところだと思うのですが、簡単にやって、簡単に違反を見つけられるという仕組みをぜひ見つけていただければなと思っております。

以上でございます。

**【神保構成員】**

ありがとうございます。

エンフォースメントについては、業界の関係団体の方からの御意見も踏まえて、必要的な取消しというわけではなく、もう少し中間的なものを用いるのは、猶予措置を講じる具体的な方向については、更に検討ということだと思うのですが、そちらについてはおおむね賛成でございます。

ただ、それこそ、うっかり計算間違いをしまったというようなことが起こらないようにということ、政省令の改正などでも進めていくということも踏まえると、軽率な違反が簡単に猶予措置の対象になるということは、やはり避けなければいけないなと思っております。やはりある程度、過失がある場合も含めて猶予するのかどうか、やっぱりやむを得ないねと思われるような事情があるときという前提は必要ではないかなと思っております。

逆に、ここでトピックになるのか分からないのですが、少し気になったのは、違反が一時期ありましたと違反が発覚し、その後、発覚した時点においてその違反が治癒され、元に戻っていたという事案において、どのようなサンクションができるのかというところを、ちょっともう1回整理が必要かなと思いました。

最初の会合のときに頂いた御説明で、認定の取消しというのは、取消処分を行う時点で取消し事由がないと、その処分を行うことができないという整理であるという御説明を頂いたと思うのですが、これを、例えば、非常に悪質で、意図的に、外資規制の違反があった時期を使って、何らかの有害な行為があったり、法令に違反するわけではないが外国資本のストラテジックな意思決定とかアクションがあったりして、その後、治癒されましたというような場合があるかもしれないという気がしています。そのような場合に、処分ができる状態となっている必要もあるのではないかなと思いました。

そこは私がフォローできていない、別に大丈夫で必要ということかもしれないので、そのようなケースにはどう対応できるのだろうかというところをちょっと教えていただけたらと思いました。

#### 【庭野構成員】

庭野です。ありがとうございます。

17ページの、行政による是正措置というところですが、枠組みとして違反があった場合、認定や免許の取消しというドラスティックな措置しかなく、それに対しては一部猶予という制度がある場合とない場合があるというのが、今の仕組みだと理解しております。そのため、そのようなドラスティックな仕組みだけではなくて、4個目のチェックとかでお書きいただいているとおり、不適合状態の解消を促す措置の導入などが必要ではないかということになっているわけですが、そのため仕組みとして、基本的に認定取消しや免許取消しではあるが、猶予があるという仕組みをそのまま維持するのか、認定取消しとか免許取消しとかに行く前に、他の行政法規でよく見られるような報告命令や是正命令、業務改善命令といったものを入れることによって、是正、今後の再発の防止といったものを図るというような仕組みというのは考えられないのでしょうかというところを、もう一度問題提起したいと思っております。

というのは、その次のページに、過去の構成員の意見を見ると、そういう意見も挙げております。

基本的には免許や認定の取消しだが、猶予という仕組みを維持しなければいけないのかどうかというところをちょっと考えてもいいのかなと思いました。

以上です。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

事務局でございます。先ほど神保構成員から頂いた御質問にお答えできればと思います。

まず、現行の制度で、実際に外資規制の不適合が発覚した時点で、既にその状態が治癒されていた場合の扱いにつきましては、事務局から、この検討会の第3回の会合で御説明したとおりでございます。それを新しい制度、外資規制の不適合状態の是正措置を設けていく形になった場合、今の扱いをどうその中に落とし込んでいくかにつきましても、これから取りまとめに向けた中で整理をしていければと思っております。

特に今回、このような是正措置の発動の条件につきましては、論点整理の中で追記してきたところですが、それはあくまで是正の措置を適用するかしないかの判断基準ですので、今頂いた点につきましては、そのような判断の機会がなくもう少し時間が過ぎ、治癒されていた場合にどのように扱うかという点だと理解をしております。このような制度を設ける、あるいは設けないというところを御議論いただいておりますが、設ける場合には、どのような形でそれを落とし込んでいくかという点も併せて、更に詰めていければと思っております。ありがとうございます。

【山本座長】

ありがとうございます。

今、先ほど来御指摘いただいている、違反状態に一瞬なったのだが、その後は是正され、適法な状態に復したという場合におきましても、本当にうっかりミスといたしますか、若干注意を怠って一瞬そうなったのだがすぐに是正したという場合もあれば、かなり故意的にそのような違法状態を作り出して、實際上問題がある行動があったものの、その後、解消されたという場合等々いろいろあるかと思えます。もし新たに制度を今回少し組み直すとするれば、違法行為を行ったことに着目して、今後、免許を継続することが公益に適合しないという場合であれば、いわゆる撤回になるかと思えますが、免許の取消し、撤回ということにし、他方、単純ミスの場合にはもう少し軽い措置を取ることになりましようか。今、お話がございましたが、不適合状態がなくなっているとすると、猶予という形を取るのが少し難しい気がしますので、何らかの業務改善命令とか、何らかの命令等の措置を行うという制度は、1つ考えられるかと思えます。

そういった点も含めて、更に具体的にどのような制度を作っていくかということについては、事務局にも検討していただきたいと思えます。大きな方向として、何らかの中間的な措置を取ることができるようにすることについては、おおむね皆さんから御賛同の御意見を頂いていると思えます。

ただし、先ほど、放送停止した場合、代替手段が視聴者にとってあるのではないかという御意見もございました。確かに放送を停止した場合の視聴者の不利益は重要なファクターではあるものの、あまりこれを強調し過ぎると、事業者の側が注意を怠ることがあるのではないかという御意見がございましたし、私もそう思いますので、あまりこここのところだけを強調せずに、1つには、全体に注意義務のレベルを高めていくことが、今回の提案の趣旨かと思えます。

事業者の側の注意義務の水準を高くしていくことがまず前提であり、そういった高い水準の注意義務を前提にして、17ページには過失の度合い等が書かれていますが、不注意の程度がどの程度であったのか、あるいは、仮に複数回の違反行為があるとすれば、そういった過去の違反行為の回数とか態様も考慮されるのかもしれませんが、解消にかかる期間等が書かれていますが、解消にかかる期間が長くなるということは、かなり違法性の程度が重いと考えられますので、そういった違法性の程度、ここでは不適合の態様と書かれていますが、不適合の態様等々を慎重に見て、措置を取るべきということになるのではないかと思います。

それから、そういった措置を取る際に、透明性の確保も重要であり、基準を作るという意味で透明性を高めるということもありますし、今申し上げたように、個別の事案で、どのような経緯で、どのような行為が行われたかを慎重に見る必要が出てきますので、個別の措置を取る際の透明性の確保も必要になってくると思います。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

今、御議論いただいているところで、資料の17ページの関係でございますが、結局のところ外国人、あるいは外国企業等によって放送事業者が支配されることによって、実害というか不利益があってはいけないことから、それを排除しようというのが基本的なこの制度の仕組みだと思います。なので、今、座長御指摘いただいたような放送停止などによる視聴者の不利益というところだけを見るのではなくて、そういった状態で、例えば5分の1を超えたような状態で放送を継続した場合に、実害があるのかというところもよく見て、それでこういった制度というのは設定して、運用していくようなことを少し考えていきたいと思えますし、更に今回、論点にしたがって、取りまとめに向かってまとめていきますので、また御議論お願いしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

先ほどの御説明に併せて1点補足をさせていただきます。第3回の会合において、現行の制度の下で不適合の状態が治癒されていた場合につきまして、どのような流れになるかを御説明させていただきました。その際、例えば一見不適合の状態が解消をされているように見えても、実際はその

ような状態にはなくて、直後にまた不適合に戻ってしまうとか、そういうような悪質なケースにつきましては、一見治癒されている状態があっても取消しもあり得るということを御説明申し上げていました。

その意味で、発覚した時点で治癒がされているかどうかというものは絶対的な条件ではなくて、その治癒の態様といったものを併せて考慮していくことになろうかと考えております。現行の制度の下でそうなっておりますので、やはりこの新しい制度におきまして、どのようにその点を反映させていくか、落とし込んでいくかにつきましては、引き続き御議論、御検討させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【山本座長】

ありがとうございます。今おっしゃっていただいた現行の制度のことは確かにそのとおりですが、当初から違法があった場合と、途中で違法になった場合との間の差が制度上、あまりにも極端な形になっているのではないかということが1つあります。それから、一瞬不適合になったのだが、取り消すほどではないといったときに、現行の制度の下では、中間といいますか、軽めの措置として、行政指導で今後気をつけろということはあるのかもしれませんが、処分としては何かあるのですか。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

今の御説明の中では、処分の程度と申しますか、取消しの場合と取消しでない場合を並列で見えていただいて、取消しの場合はもちろん抵触の状態が認められる場合、そしてその外見があるものの、経緯や対応の状況に鑑みて一時的なものと判断される場合を含むと申し上げたところでございます。

その一方で、経緯や対応の状況に鑑みて、抵触の状態にない場合は取消しを行わない形でございます。ですので、今御指摘のありました一瞬というものにつきましては、その発覚時点、あるいは、その対応によって少し扱いが異なってくるかと思っておりますが、基本的には3回目の会合で申し上げたフローにのっとなって処理をしていくことかと思えます。

【山本座長】

ありがとうございます。現行法ではそのようになるということなので、今後制度を見直していく場合、そのあたりをどのように整理していくかということになろうかと思えます。いろいろなケースを想定して、御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。

【山本座長】

途中、音声途切れてしまい、聞こえなくなったという御連絡を頂きました。ありがとうございます。先ほど申し上げたことを繰り返し申し上げます。

全体の御意見として、中間的な措置の余地を広げることについては、おおむね一致があったので

はないかと思えます。それから、放送を停止した場合の視聴者の不利益は、確かに考慮すべきファクターではあるが、あまりにもこれを強調し過ぎることがないようにしなければならず、強調して措置が軽いほうに流れるのではまずいのではないかという御意見があり、この点もおおむね御意見が一致していたのではないかと思えます。その際に、考えるべきこととしては、今回の整理において、事業者の側の注意義務の水準を高めるということがあるので、そのような高い水準の注意義務に照らして、過失がどの程度あったのかとか、あるいは仮に違反行為が一瞬で解消されたとしても、過去から違反行為が繰り返されていたか、どのような態様でそれが繰り返されていたかとか、それから違法性、違反の重大性等々、いろいろなことを考えなくてはいけないだろうということを申し上げました。

それから、今、議論になっていた問題は、過去に違反行為があったものの、現在はもう是正されている場合についてでした。免許を受けた当初は適法であったが、途中で違反状態になって、またすぐに解消されたときにどのような措置を取るかということ。分かりやすく言ってしまうと、違反状態がつくられて、かなり公益にとって問題のある行動が行われたが、その後、違反状態が解消された場合であると、現行法の下においても、違反状態が一瞬確かに治癒されたが、今後再発するおそれが非常に高いと考えて、取消しの措置を取ることになっています。今後、新たな制度を整理するとすれば、そのところをどうするか。恐らくその点はそのまま考え方を維持するのでしょうか、制度としてどう整理するか。

それから、一瞬違反状態が発生したのだが、言わばケアレスミスといえますか、本当にミスで違反状態になってしまって、すぐに是正し、違反によって公益に重大な影響を及ぼすことは特になかったといった場合にどう対応するかという問題もある。そういった場合への対応について、今後、どう整理するか考えなくてはいけないと申し上げました。

それから、透明性の確保は、基準の策定という意味の透明性の問題もありますし、それから、個別の措置を取る際の手続の透明性、公正性の問題もあると申し上げました。

更に御意見がございましたらお願いします。

#### 【神保構成員】

今、座長のまとめてくださいました内容で、もっともだなというふうに思っております。ただ、それを伺いながら、視聴者の方の利益というところで少し思ったのが、有料放送が結構あるというところですかね。やはり急に取消しになったり、サービスを停止したりするという処分があった場合には、有料放送で月額みたいなところが多いとは思いますが、金銭的に迷惑がかかってしまう可能性というのがあるのかなと思っていました。1年分先に支払っていますみたいな場合があると、相当困るのではないかと思ったのですが、少しその辺りも、処分があって大きくは困らないのかなと。

あまりに行き過ぎた先払いみたいなことがないようになっていたのかというところが気になりました。すみません、ここはとても重要というわけではないのですが、一応申し上げます。

【山本座長】

ありがとうございました。有料放送の場合の契約上の問題の御指摘であったかと思います。

それから、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】

ありがとうございます。座長に再度整理していただきまして、行政による是正措置の考え方について頭の整理になりまして、ありがとうございました。

それで、17ページのところにまとめていただいている、不適合となった状況を考慮の要素とするということについて、括弧の中に不適合の対応とか過失の度合いとか、そういった項目を入れていただいておりますので、個別の事案で、その不適合の状況も異なっていると思いますが、今後、万一不適合が発生したときに、それぞれの対応とか過失の度合いというのをどう判断して、どういう取消し猶予を認めていくのかといったことについて、十分に行政が説明責任を果たせるような物差しというのをあらかじめ作っておくことが可能なのであれば、作っておくことは必要ではないかと思っております。

特に今回、透明性確保ということについて、一般の方の御理解を得るのに混乱が生じて、繰り返し御説明されるということもあったのではないかと思いますので、そこをぜひ検討を深めていくべき論点ではないかと思いました。

それから、別の構成員から御意見があったところで、行政指導や行政処分の在り方として、報告徴収や立入検査とかそういったことを経て、一定の勧告とか命令といった行為を事前に行って、欠格事由に当たった場合の是正を図るというやり方ももちろんあるなどは思っているのですが、特に私にとって身近な金融行政などでは、例えばシステム障害があると、何が問題だったのかといったことについて、まず報告徴収を求められると。あるいは、個人情報保護法のようなものでも、情報漏えいがあったときに、何がまずかったのかといったことや、被害や影響の範囲といったものについても、事業者が報告をしなければいけないというようなステップを踏んでいくことになるのが常ではあります。恐らくこの欠格事由に当たる外資規制違反ではないかといったことについては、割と起こっていることについてはシンプルで、評価もしやすいということがあるのではないかなと思いますので、そういった金融行政における、金融監督のそういった行政処分の仕方、あるいは行政指導の仕方とか、あるいは個人情報保護法のようなそういった対応といったものが不可欠なものなのかどうかというのは、ちょっと異なるものではないかなといった印象を持っております。

そういった方法が有効で、事態の事実解明などに有益な領域というのが存在しているのは事実な

のですが、こういった欠格事由の抵触、しかも外資規制とか役員といったものについて、直ちに効果的なのかといったことについては、まだ判断がつかないところです。

ということで、中途半端な意見で恐縮ですが、以上でございます。

【根本構成員】

総括していただいた内容には特に異論はないです。ありがとうございます。ちょっと前半の問題について事務局の方に伺えればと思ったのは、コミュニティ放送の外国人役員規制ですが、③から②に変化される場合、どのくらい実際に影響があるのか、もし何か分かれば教えてください。というのは、結局、③から②への変化というのは、社外取締役には外国人はなれるという変化なのかなと思うのですが、日本ではまだやっぱり執行と監督の分離というのが進んでないというか、分離が進んでいる企業は一部大企業にとどまっているので、社外取締役がどのくらい使われているのかとか、使われる可能性があるのか、さらに、社外取締役がない場合には③と②の変化というのはそんなに大きくないのかなと思ったのですが、次回でも結構ですが、教えていただければと思います。

【山本座長】

ありがとうございます。先ほどのコミュニティ放送のところで、外国人役員の比率を③から②にすると、実際にどれくらい効果がありそうかということですが、もし何か今ございましたら、説明をお願いします。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

今、この場で詳細な数字を持ち合わせているわけではございませんが、関係者と連絡を取りつつ、また次回の会合で何か御報告ができればと思っております。

おっしゃるとおり、この措置を考える上で、どのような効果があるかという点は非常に重要になってくると思っております。その際に、今日、特にコミュニティ放送の実態も含めて様々な御指摘を頂きましたので、それらの観点も含めまして、どのような措置が適切かというのを更に詰めて考えていければと思っております。ありがとうございます。

【山本座長】

ありがとうございました。それでは、その点はぜひお願いしたいと思います。

議決権割合の直接、間接の部分が変わるというところは、はっきり効果がありそうだと分かりますが、外国人役員について、③から②にしたとき、あるいは③から①にしたときにどのような効果が考えられるかは、実態に即して考える必要があろうかと思っておりますので、その点は事務局で整理をしていただければと思います。

それから、大谷構成員からも貴重な御意見を頂きました。現在、放送法は、先ほど大谷構成員が言

われたようなこともあって、特別な制度が含まれていると思いますので、他の制度を参考にする際も、それが放送法等に適合するかというあたりにも、注意が必要かと思います。

### (3) 閉会

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。よろしければ、ここまでということにしたいと思います。もし更に追加で御意見等ございましたら、来週の20日（水）まで御意見を受け付けたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次回はこれまでの議論を踏まえまして、取りまとめの案を議論することといたします。

本日の議題は以上となりますが、最後に事務局から何かございますか。

#### 【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

事務局でございます。先ほど座長から御発言いただきましたとおり、構成員の方々におかれましては、追加の意見がございましたら、来週20日（水）の17時までに事務局に御連絡いただければと存じます。頂いた御意見を踏まえまして、座長から御発言いただきましたとおり、次回に取りまとめ案ができるように準備を進めたいと思います。

また、次回会合の開催日時や方法などにつきましては、また別途、御連絡を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【山本座長】

それでは、以上をもちまして、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会、第5回会合を閉会いたします。活発な御議論を頂きまして、どうもありがとうございました。

(以上)